

限りある水資源を大切に

8月1日は「水の日」

8月1日～7日は「水の週間」

■水の惑星・地球

私たちが住んでいる地球は「水の惑星」と呼ばれています。地球上の水は、およそ十四億立方キロメートル。そのうち、私たちが生きていくのに必要な淡水（真水）は約3%しかありません。

水資源の開発は、多額の費用と長い期間がかかります。

さらに、水源地域の皆さんの生活に大きな影響を及ぼすことなどから、しだいに困難となってきました。

■節水のポイント

こまめに水道の蛇口を閉める習慣を、身に付けましょう。節水のポイントは、水道を流



道路はみんなが使うもの

私たちの周りに、あたりまえのようにある道路。次のことに留意して、安全で快適に利用できるように、ご協力をお願いします。

①樹木などが道路に張り出していないか？

道路上に樹木や草・生け垣などが出ていると、見通しを悪くしたり、道幅を圧迫したりと、歩行者や車などの通行に大変危険です。土地の所有者は必要に応じて、枝のせんてい・草刈りなどをお願いします。



②道路に、物などを置いていませんか？

歩道や路肩に、看板・商品・自転車・自動車などを置くと、歩行者の通行や緊急車両（救急車・消防車など）が通行する際の妨げとなります。道路上を利用するのは、やめましょう。

③道路を汚していませんか？

道路上へごみを捨てると、道路環境の悪化につながるだけでなく、通行にも支障を来たします。

問い合わせ…道路環境整備課・TEL224-6029

したままにしておかないことです。

風呂の残り湯を洗濯・掃除などに再利用するなど、工夫してみましょう。

問い合わせ：経営企画課

TEL223-3062

水道管の漏水調査にご協力ください

宅地内のメーター器や止水栓と、本管までの間の水漏れを調査します。

腕章を着用し、身分証明書を携帯した上下水道局の委託業者が伺いますので、ご協力をお願いします。留守の場合でも調査しますので、ご了承ください。

調査期間：8月下旬～12月末

対象：山田・芳野・古谷・南

古谷・霞ヶ関北・名細の

全地区、本庁管内・霞ヶ関

地区の一部

*物品の販売・費用の請求を行うことはありません。また、上下水道局が、建物内の水道管清掃業者をあつせんすることはありません。

問い合わせ：給水課

TEL223-3071

家屋調査にご協力をお願いします

市では、新築・増築された家屋（居宅・事務所・店舗・倉庫など）の固定資産税額などを計算するため、家屋調査

を行っています。

調査は、市職員が直接訪問し、間取りや資材などを調査します。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ：資産税課家屋担当・TEL224-5684

在宅医療廃棄物の分類と出し方について

家庭で使った医療廃棄物は、次のとおり、正しく処理してください。

市で処理できる物

種類：点滴バッグおよび付属のチューブなど、感染性のないプラスチック製品

出し方：バッグは中身を空にし、チューブは五十センチ未満に切り、透明または半透明の袋に入れ「可燃ごみ」の日に出す

市で処理できない物

（ごみ集積所には出せません）種類：注射器・注射針など、感染性のある物や鋭利な物

出し方：掛かりつけの医療機関などに処理を依頼する

問い合わせ：資源循環推進課

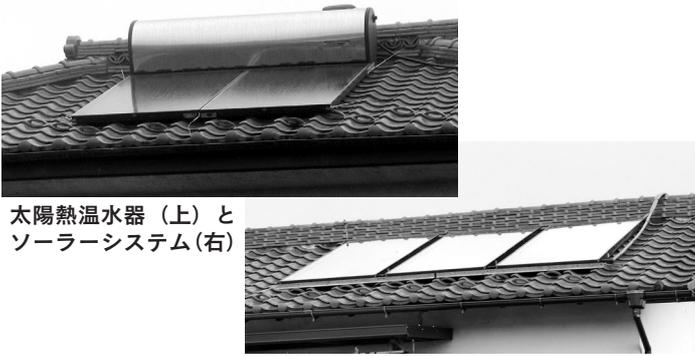
TEL224-5908

太陽熱利用機器を設置する方に補助

個人の住宅に太陽熱利用機器（太陽熱温水器・ソーラーシステム）を設置する方に補助金交付を開始します。

受付期間：8月3日(月)～来年1月29日(金)

*先着順に受け付けます。
補助金額：一件あたり二万円
申請方法：環境政策課（本庁舎五階）にある申請用紙に必要事項を明記し、添付書類を添えて同課に持参



太陽熱温水器（上）とソーラーシステム（右）

*申請用紙は、市ホームページからダウンロードすることができます。

*太陽熱利用機器に関する事前アンケートや勧誘などは、一切行っていないです。
問い合わせ：環境政策課
TEL 224-5866

ダイオキシン類濃度測定結果のお知らせ

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき設置者による測定結果を集計

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、市では平

	排出ガス	ばいじん	燃え殻
対象施設数	16	15	15
基準適合施設数	14	9	12
基準超過施設数	0	2	0
未報告施設数	2	4	3
基準値	排出基準	処理基準	
	0.1～10 ng-TEQ/m ³ N	3 ng-TEQ/g	
報告測定値平均	0.65	3.2	0.25

排出基準…施設の種類や規模ごとに定められている、特定施設の排出ガスに含まれるダイオキシン類の許容範囲のこと
処理基準…ばいじん・燃え殻を処分する基準。この基準を超えた場合は特別管理廃棄物として処分
ng…ナノグラム。10億分の1グラムのこと
TEQ…毒性等量。ダイオキシン類のそれぞれの異性体濃度を最も毒性の強いダイオキシンに換算して合計したもの

成20年度分の事業者からの報告を集計しましたので、左表のとおりお知らせします。

報告のうち、ばいじんの処理基準を超過した二施設に対しては、適正な処分を行うように指導しました。

未報告のうち二施設は施設未完成のため測定できなかった施設です。また、ばいじん二施設および燃え殻一施設については、排出なし・測定必要量未満のため測定結果報告がなかった施設です。

測定結果の詳細については、市ホームページまたは環境保全課（本庁舎五階）の窓口

口でご覧になれます。
問い合わせ：環境保全課
TEL 224-5894

高額医療・高額介護合算制度について

8月から翌年7月までの間に、対象となる世帯単位で自己負担合計が左表の上限額を超えると、高額医療・高額介護合算制度が適用されます。
国民健康保険・長寿医療（後期高齢者医療）制度では、

●医療費と介護費の自己負担限度額（年ごと）

（ ）内は平成20年4月から同21年7月までの限度額です。

長寿医療被保険者または高齢受給者証所持者

所得区分	長寿医療＋介護保険 (75歳以上と広域連合の障害認定者)	医療保険＋介護保険 (70～74歳の方)
現役並み所得者	670,000円 (890,000円)	
一般	560,000円 (750,000円)	
低所得Ⅱ	310,000円 (410,000円)	
低所得Ⅰ	190,000円 (250,000円)	

現役世代

所得区分	医療保険＋介護保険 (70歳未満の方)
上位所得者	1,260,000円 (1,680,000円)
一般	670,000円 (890,000円)
住民税非課税世帯	340,000円 (450,000円)

あつた世帯
*自己負担額は、食費・差額ベッド代などを含みません。
問い合わせ：国民健康保険Ⅱ国民健康保険課国保給付担当
TEL 224-5833
長寿医療制度Ⅱ医療助成課・TEL 224-5842
介護保険Ⅱ介護保険課
TEL 224-5817

12月ごろにお知らせを送付します（医療保険の変更や市外から転入をした方には、お知らせを送付できない場合があります）。そのほかの医療保険は、各保険者にお尋ねください。
対象：介護保険受給者がいる医療保険加入世帯で、医療と介護の両方で自己負担があつた世帯